



三重県公報

令和4年3月4日 (金)
 第 291 号
 毎週火・金曜日発行

目 次

(番号)	(題 名)	(担当)	(頁)
公 安 委 規 則			
1	三重県警察の組織に関する規則の一部を改正する規則	(公 安 委 員 会)	2
告 示			
87	身体障害者福祉法の規定による医師の指定	(障 が い 福 祉 課)	3
88	身体障害者福祉法施行令の規定による指定医師から指定の辞退の届出	(同)	3
89	農産物検査法の規定による地域登録検査機関からの登録事項の変更の届出	(農 産 物 安 全 ・ 流 通 課)	3
90	保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知	(治 山 林 道 課)	4
91	特定計量器の定期検査の実施	(計 量 検 定 所)	4
92	証紙の販売所の所在地を変更する旨の届出	(出 納 局)	5
公 告			
	公共測量を実施する旨の通知	(公 共 用 地 課)	5
	公共測量が終了した旨の通知	(同)	6
	開発行為に関する工事の完了	(建 築 開 発 課)	6

公安委規則

三重県警察の組織に関する規則の一部を改正する規則をここに公布します。

令和四年三月四日

三重県公安委員会委員長 種 橋 潤 治

三重県公安委員会規則第一号

三重県警察の組織に関する規則の一部を改正する規則

三重県警察の組織に関する規則（昭和四十一年三重県公安委員会規則第二号）の一部を次のように改正する。次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(警務課)</p> <p>第六条 警務課においては、次の各号に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 警察職員の職務倫理及び服務に関すること。</p> <p>三 監察に関すること。</p> <p>四 警察職員の勤務制度に関すること。</p> <p>五、十六 (略)</p> <p>(警備部の分課)</p> <p>第三十条 警備部に次の三課及び一隊を置く。</p> <p>警備企画課</p> <p>警備第一課</p> <p>警備第二課</p> <p>機動隊</p> <p>2 (略)</p> <p>(警備第二課)</p> <p>第三十二条 警備第二課においては、次の各号に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>一 警衛に関すること。</p> <p>二、七 (略)</p> <p>(デジタル推進監)</p> <p>第三十八条の二 (略)</p> <p>2 デジタル推進監は、上司の命を受け、第五号第一号に掲げる事務のうち警察行政のデジタル化の推進に関する事務を処理し、部下職員を指揮監督する。</p> <p>(コンプライアンス推進監)</p> <p>第三十八条の三 警務部にコンプライアンス推進監を置く。</p> <p>2 コンプライアンス推進監は、上司の命を受け、第六号第二号に掲げる事務を処理し、部下職員を指揮監督する。</p>	<p>(警務課)</p> <p>第六条 警務課においては、次の各号に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 警察職員の服務及び警察運営の監察に関すること。</p> <p>三 警察職員の勤務制度及び勤務規律に関すること。</p> <p>四、十五 (略)</p> <p>(警備部の分課)</p> <p>第三十条 警備部に次の四課及び一隊を置く。</p> <p>警備企画課</p> <p>警備第一課</p> <p>警備第二課</p> <p>警衛対策課</p> <p>機動隊</p> <p>2 (略)</p> <p>(警備第二課)</p> <p>第三十二条 警備第二課においては、次の各号に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>一、六 (略)</p> <p>(警衛対策課)</p> <p>第三十二条の二 警衛対策課においては、警衛に関する事務をつかさどる。</p> <p>(デジタル推進監)</p> <p>第三十八条の二 (略)</p> <p>2 デジタル推進監は、上司の命を受け、警察行政のデジタル化の推進に関する事務を処理し、部下職員を指揮監督する。</p>

(術科指導推進監)	
第三十八条の四	警務部に術科指導推進監を置く。
2	術科指導推進監は、上司の命を受け、第六条第七号、第九号及び第十一号に掲げる事務のうち警察官の術科技能の向上に関する事務を処理し、部下職員を指揮監督する。
(警備・防災監)	
第三十八条の五	警備部に警備・防災監を置く。
2	警備・防災監は、上司の命を受け、第三十二条第一号から第三号まで、第五号及び第六号に掲げる事務のうち重要事項に係るものの計画、実施及び調整に関する事務を処理し、部下職員を指揮監督する。

附 則

この規則は、令和四年三月二十八日から施行する。

告 示

三重県告示第 87 号

身体障害者福祉法（昭和 24 年法律第 283 号）第 15 条第 1 項の規定により、次のとおり医師を指定しました。

令和 4 年 3 月 4 日

三重県知事 一 見 勝 之

医療機関の名称	所在地	医師氏名	担当する障害分野
恩賜財団済生会 松阪総合病院	松阪市朝日町一区 15 番地 6	西川 武友	じん臓機能障害 ぼうこう・直腸機能障害
松阪中央総合病院	松阪市川井町字小望 102	井上 健太郎	心臓機能障害
富田浜病院	四日市市富田浜町 26-14	中根 慶太	音声言語機能障害 肢体不自由 心臓機能障害 じん臓機能障害 呼吸器機能障害 ぼうこう・直腸機能障害 小腸機能障害

三重県告示第 88 号

身体障害者福祉法施行令（昭和 25 年政令第 78 号）第 3 条第 2 項の規定により、次のとおり指定医師から指定の辞退がありました。

令和 4 年 3 月 4 日

三重県知事 一 見 勝 之

医療機関の名称	所在地	医師氏名
久保耳鼻咽喉科医院	鈴鹿市白子駅前 1-8	久保 芳彦
社会医療法人畿内会 岡波総合病院	伊賀市上野桑町 1734 番地	小谷 明平

三重県告示第 89 号

森林法（昭和 26 年法律第 249 号）第 33 条の 3 において準用する同法第 29 条の規定により、農林水産大臣から次のとおり保安林の指定施業要件を変更する予定である旨通知がありましたので、同法第 33 条の 3 において準用する同法第 30 条の規定により告示します。

令和 4 年 3 月 4 日

三重県知事 一 見 勝 之

第 1

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
津市（次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的
水源の涵養
- 3 変更後の指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

第 2

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
津市（次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
- 3 変更後の指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は省略し、その図面及び関係書類を三重県農林水産部治山林道課及び津市役所に備え置いて縦覧に供します。）

三重県告示第 90 号

農産物検査法（昭和 26 年法律第 144 号）第 17 条第 7 項の規定により、次のとおり地域登録検査機関の登録事項の変更の届出がありましたので、同条第 9 項の規定により公示します。

令和 4 年 3 月 4 日

三重県知事 一 見 勝 之

- 1 登録年月日及び登録番号
平成 16 年 8 月 9 日 第 32 号
- 2 地域登録検査機関の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

名称	代表者の氏名	主たる事務所の所在地
有限会社小牧肥料店	代表取締役 小牧 弘子	度会郡玉城町田丸 215

- 3 変更内容
農産物検査員の追加

氏名	農産物の種類	証明書番号
小牧 美咲	玄米	K242021582

三重県告示第 91 号

計量法（平成 4 年法律第 51 号）第 19 条第 1 項の規定により、北牟婁郡紀北町において次のとおり特定計量器（質量計）の定期検査を実施します（ひょう量 500 k g を超えるはかりを除く。）。

令和 4 年 3 月 4 日

三重県知事 一 見 勝 之

実施の期日		実施の場所
令和4年4月13日(水)	午前10時30分から 午後2時30分まで	紀北町古里自然休養村管理センター
令和4年4月14日(木)	午前10時30分から 午後3時まで	紀北町長島多目的会館
令和4年4月15日(金)	午前10時30分から 午前11時30分まで	紀北町若者センター
令和4年4月15日(金)	午後1時から 午後3時まで	紀北町立東長島公民館
令和4年4月18日(月)	午前10時30分から 午前11時30分まで	紀北町島勝漁村センター
令和4年4月18日(月)	午後1時から 午後3時まで	三重外湾漁業協同組合長島事業所(引本)
令和4年4月19日(火)	午前10時30分から 午前11時30分まで	紀北町中里集会所
令和4年4月19日(火)	午後1時から 午後3時まで	紀北教育会館
令和4年4月20日(水)	午前10時30分から	電気式はかり所在場所
令和4年4月21日(木)	午前10時30分から	電気式はかり所在場所
令和4年4月22日(金)	午前10時30分から	電気式はかり所在場所

※ 新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、日程が延期となる可能性があります。

三重県告示第92号

三重県証紙条例(昭和40年三重県条例第12号)第5条第1項の規定により指定した証紙の販売人から、販売所の所在地を次のとおり変更する旨の届出がありました。

令和4年3月4日

三重県知事 一見勝之

販売人の名称	販売所の名称	所在地		変更年月日
		旧	新	
株式会社三十三銀行	大矢知東支店	四日市市下之宮町345番地の1	四日市市大矢知町1051番地の1(大矢知支店内)	令和4年3月7日
	伊勢中央支店	伊勢市本町6番4号	伊勢市岩淵2丁目5番1号(伊勢支店内)	令和4年3月14日
	石薬師南支店	鈴鹿市石薬師町1689番地の1	鈴鹿市自由ヶ丘1丁目18番3号(石薬師支店内)	令和4年3月22日
株式会社百五銀行	富田支店	四日市市富州原町14番13号	四日市市松原町4番31号	令和4年3月14日
	富田駅前支店	四日市市富田1丁目26番21号	四日市市松原町4番31号(富田支店内)	

公 告

測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、次の公共測量を実施する旨、国土交通省中部地方整備局四日市港湾事務所長から通知がありました。

令和4年3月4日

三重県知事 一見勝之

- 1 作業種類
公共測量(基準点測量)
- 2 作業期間
令和3年4月1日から令和4年3月10日まで

3 作業地域

津市津興及び同市阿漕町津興

測量法（昭和 24 年法律第 188 号）第 39 条において準用する同法第 14 条第 2 項の規定により、次の公共測量が令和 4 年 2 月 14 日に終了した旨、三重県松阪建設事務所長から通知がありました。

令和 4 年 3 月 4 日

三重県知事 一見勝之

1 作業種類

公共測量（基準点測量、地形測量及び路線測量）

2 作業地域

松阪市櫛田町及び同市豊原町

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 29 条第 1 項の規定により許可しました開発行為に関する工事は、次のとおり完了しました。

令和 4 年 3 月 4 日

三重県知事 一見勝之

工事完了年月日	開発区域又は工区に含まれる地域の名称	許可を受けた者の住所及び氏名
令和 4 年 2 月 18 日	伊勢市下野町字鳴新田 498 ほか	伊勢市岩渕 1 丁目 12-18 村田ビル 302 号 有限会社エイ企画 代表取締役 藤川 哲
令和 4 年 2 月 22 日	名張市夏見字下出 950-1 ほか 5 筆	滋賀県蒲生郡日野町大字里口 37 株式会社伊藤佑ホールディングス 代表取締役 伊藤 侑祐

発行 三 重 県

三重県津市広明町 13 番地
三重県総務部法務・文書課
電話 059-224-2163

三重県公報は三重県ホームページにも掲載しています。 <http://www.pref.mie.lg.jp/>
